



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年5月12日金曜日 第1759号

◇ 目次 ◇

一部事務組合の規約の変更許可.....	401
地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公示.....	401
土地改良事業の工事の完了.....	401
保安林の指定施業要件の変更予定.....	402
漁業免許の内容等の公示.....	402
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	406
兼用工作物の管理の方法について.....	406
道路の区域変更（一般国道440号）.....	407
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	407
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	407
道路の供用開始（ ）.....	407
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	408
道路の区域変更（県道宿毛城辺線）.....	408
道路の位置の指定（3件）.....	408

監査公表

監査結果に基づく措置の公表.....	408
--------------------	-----

人事委員会公告

平成18年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告.....	410
-------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第724号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合の規約の変更を許可した。

平成18年5月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合の共同処理事務に、一般廃棄物中間処理施設整備計画策定に関する事務を追加するため、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成18年4月27日

3 規約変更許可年月日

平成18年4月27日

○愛媛県告示第725号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成18年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成18年5月12日

愛媛県知事 加戸守行

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	西石井地区	平成19年3月31日まで	地籍調査
	居相地区	〃	〃
	東石井地区	〃	〃
	北井門地区	〃	〃
	北土居地区	〃	〃（概況調査） 〃（概況調査）
宇和島市	本九島の一部	平成19年3月31日まで	地籍調査
	百之浦の一部	〃	〃
	蛤の一部	〃	〃
	岩松の一部	〃	数値情報化
八幡浜市	日土町の一部	平成19年3月31日まで	地籍調査
	日土町の一部	〃	数値情報化
新居浜市	大野、竹ヶ市の一部	平成19年3月31日まで	地籍調査
	横道の一部	〃	〃
西条市	坂ノ下の一部	〃	〃
	下島山の一部	平成19年3月31日まで	地籍調査
	飯岡の一部	〃	〃
大洲市	飯岡、下島山の一部	〃	〃
	船屋の一部	〃	〃
	喜多山の一部	平成19年3月31日まで	地籍調査
	新谷の一部	〃	〃
	長浜町沖浦の一部	〃	〃
四国中央市	河辺町横山の一部	〃	数値情報化
	河辺町川崎の一部	〃	〃
	河辺町川上の一部	〃	〃
	三島宮川の一部	平成19年3月31日まで	地籍調査
	三島中央の一部	〃	〃
	川之江町の一部	〃	〃
	新宮町新瀬川の一部	〃	〃
新宮町新瀬川の一部	〃	数値情報化	
東温市	土居の一部	〃	地籍調査
	上野、畑野の一部	〃	〃
	土居の一部	〃	数値情報化
	山之内の一部	平成19年3月31日まで	地籍調査
	河之内の一部	〃	〃
松前町	松瀬川の一部	〃	〃
	山之内、則之内の一部	〃	数値情報化
大溝の一部	横田の一部	平成19年3月31日まで	地籍調査
	〃	〃	〃

○愛媛県告示第726号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年5月12日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	数根尾地区	平成18年3月18日

○愛媛県告示第 727 号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八幡浜市保内町宮内 7 番耕地42の 1 から 7 番耕地42の 15まで、7 番耕地44の 1 から 7 番耕地44の 3 まで、7 番耕地 122 の 1、7 番耕地 122 の 2、7 番耕地 123 の 1、7 番耕地 123 の 2、7 番耕地 175 の 1 から 7 番耕地 175 の 8 まで、7 番耕地 181 の 1 から 7 番耕地 181 の11まで、8 番耕地 259 の 1、8 番耕地 264 の 1、8 番耕地 264 の 3、8 番耕地 264 の 4、8 番耕地 265 の 2、8 番耕地 266、8 番耕地 268 の 1、8 番耕地 287 の 1、8 番耕地 287 の 2、8 番耕地 289 の 1、8 番耕地 316 の 1、8 番耕地 317 の 1、8 番耕地 317 の 2、8 番耕地 318 の 1、8 番耕地 318 の 6、8 番耕地 319 の 1 から 8 番耕地 319 の11まで、8 番耕地 327 の 1 から 8 番耕地 327 の 4 まで、8 番耕地 328 の 1、8 番耕地 328 の 2、8 番耕地 332 の 1 から 8 番耕地 332 の 4 まで

(2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。
保内町宮内 7 番耕地 122 の 1、7 番耕地 122 の 2、7 番耕地 123 の 1、7 番耕地 123 の 2、8 番耕地 259 の 1、8 番耕地 264 の 1、8 番耕地 264 の 3、8 番耕地 264 の 4、8 番耕地 265 の 2、8 番耕地 266、8 番耕地 268 の 1、8 番耕地 287 の 1、8 番耕地 287 の 2、8 番耕地 289 の 1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八幡浜市保内町宮内 7 番耕地42の 1 から 7 番耕地42の 15まで、7 番耕地44の 1 から 7 番耕地44の 3 まで、7 番耕地 122 の 1、7 番耕地 122 の 2、7 番耕地 123 の 1、7 番耕地 123 の 2、7 番耕地 175 の 1 から 7 番耕地 175 の 8 まで、7 番耕地 181 の 1 から 7 番耕地 181 の11まで、8 番耕地 259 の 1、8 番耕地 264 の 1、8 番耕地 264 の 3、8 番耕地 264 の 4、8 番耕地 265 の 2、8 番耕地 266、8 番耕地 268 の 1、8 番耕地 287 の 1、8 番耕地 287 の 2、8 番耕地 289 の 1、8 番耕地 316 の 1、8 番耕地 317 の 1、8 番耕地 317 の 2、8 番耕地 318 の 1、8 番耕地 318 の 6、8 番耕地 319 の 1 から 8 番耕地 319 の11まで、8 番耕地 327 の 1 から 8 番耕地 327 の 4 まで

、8 番耕地 328 の 1、8 番耕地 328 の 2、8 番耕地 332 の 1 から 8 番耕地 332 の 4 まで

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

保内町宮内 7 番耕地 122 の 1、7 番耕地 122 の 2、7 番耕地 123 の 1、7 番耕地 123 の 2、8 番耕地 259 の 1、8 番耕地 264 の 1、8 番耕地 264 の 3、8 番耕地 264 の 4、8 番耕地 265 の 2、8 番耕地 266、8 番耕地 268 の 1、8 番耕地 287 の 1、8 番耕地 287 の 2、8 番耕地 289 の 1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び八幡浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 728 号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第11条第 1 項の規定に基づき、共同漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成18年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

(1) ア 免許番号 燧共第 174 号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

Table with 3 columns: 漁業種類, 漁業の名称, 漁業時期. Rows include 第1種共同漁業, ばかがい漁業, あさり漁業, まてがい漁業, はまぐり漁業, おおのがい漁業, つめたがい漁業, たいらぎ漁業, みるくい漁業.

"	たこ漁業	"
"	えむし漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から 翌3月31日まで

- (イ) 漁場の位置 新居浜市地先
- (ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、別記記載の区域を除く。

- 基点A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界
- B 新居浜市と西条市との境界の標識
- 点ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点
- イ Bから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点

別記

- ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）
- イ 仏崎埋立免許区域
- ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）
- エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域
- オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）
- カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間））
- キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域
- ク 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域及び平成4年2月14

日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

- ケ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域
- コ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域
- サ 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁協が締結した漁業補償契約書記載の区域
 - アA、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域
- 基点A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端
- B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端
- 点ア Aから336度102メートルの点
- イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北綱取りドルフィン突端
- ウ Aから304度513メートルの点
- エ Aから308度535メートルの点
- オ Aから318度424メートルの点
- カ Bから349度416メートルの点
- キ Bから111度141メートルの点
- ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点
- シ 平成18年2月20日付けで住友化学株式会社と新居浜漁協ほか3漁協が締結した契約書記載の補償区域
 - Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域
- 基点A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根
- B Aから西側の護岸沿い800メートルの点
- C 住友化学株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端
- D 住友化学株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端
- ウ 関係地区 新居浜市新居浜地区

- (2) ア 免許番号 燧共第175号

- イ 免許の内容たるべき事項

- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	すずき、ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置
- (ウ) 漁場の区域

基点 A から50度の線と B から 270 度の線との間の最大高潮時海岸線から 300 メートル以内の区域。ただし、別記記載の区域を除く。

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根
B 西端島西端より南護岸沿い 300 メートルの点

別記

ア 昭和36年 3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社新居浜製造所西面地先）

イ 平成18年 2月20日付けで住友化学株式会社と新居浜漁協ほか 3 漁協が締結した契約書記載の補償区域

A から50度の線と B から 311 度の線との間の最大高潮時海岸線から 100 メートル以内の区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根
B A から西側の護岸沿い 800 メートルの点

ウ 関係地区 新居浜市新居浜地区

(3) ア 免許番号 燧共第 176 号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
"	雑魚建網漁業	"
"	雑魚建干網漁業	"
"	雑魚張切網漁業	"

(イ) 漁場の位置 新居浜市及び西条市地先

(ウ) 漁場の区域

A ア、アイ、イウ、ウエ及びエ H の 5 直線と A H 間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、D E を結んだ直線及び F G を結んだ直線以南の区域及び別記記載の区域を除く。

基点 A 新居浜市垣生 6 丁目と市八幡 2 丁目との最大高潮時海岸線における境界
B 新居浜市御代島ピワ崎鼻
C 新居浜市と西条市との境界の標識
D 西条市古川加茂川右岸標識 1 号
E 西条市禎瑞加茂川左岸表層波根標識 2 号
F 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識 3 号
G 西条市氷見甲中山川左岸標識 4 号

H 西条市氷見戊と西条市今在家との最大高潮時海岸線における境界

点ア A から越智郡上島町弓削島東端見通し 1,500 メートルの点

イ B から今治市宮窪町美濃島東端見通し 1,000 メートルの点

ウ C から今治市宮窪町梶島東端見通し 3,000 メートルの点

エ H から今治市宮窪町梶島中央見通し 1,800 メートルの点

別記

ア 昭和36年 3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）

イ 仏崎埋立免許区域

ウ 昭和38年 4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁協ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）

エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか 4 組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアの10直線に囲まれた区域

基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
B A から西へ 354 度20メートルの点
C A から東へ護岸線上 120 メートルの点

点ア B から 354 度20メートルの点

イ B から 354 度 730 メートルの点

ウ B から22度 835 メートルの点

エ B から 4 度 2,385 メートルの点

オ A から 355 度 2,325 メートルの点

カ A から 359 度 1,095 メートルの点

キ C から19度 830 メートルの点

ク C から28度 635 メートルの点

ケ C から 354 度 520 メートルの点

コ C から 354 度20メートルの点

オ 昭和47年 7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）

カ 昭和57年 7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会

社西火力発電所埋立「と号」との間))

キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の区域
Iオ及びオJの2直線以内の区域

基点I 住友化学工業株式会社愛媛工場西浜第二工区埋立地西側護岸南端

J 新居浜市惣開町乙31番22号(住友重機械工業株式会社新居浜製造所所有地)

点オ 基点Aから西側護岸延長線上125メートルの点

ク 昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁協ほか4組合が締結した「漁業補償契約書」記載の補償区域及び昭和59年6月2日付けで西条市と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の区域
Kカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチLの13直線以内の区域

基点K 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端

L 西条市西条港西防波堤突端

点カ Kから349度50メートルの点

キ カから259度2248メートルの点

ク キから349度550メートルの点

ケ クから308度15分376メートルの点

コ ケから351度15分1292メートルの点

サ コから253度200メートルの点

シ サから171度1272メートルの点

ス シから208度45分260メートルの点

セ スから253度30分2500メートルの点

ソ セから333度30分238メートルの点

タ ソから244度200メートルの点

チ タから154度652メートルの点

ケ 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域(新居浜市磯浦町乙609-13北面地先)

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とオカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコオの6直線によって囲まれた区域並びにサシを結ぶ直線上のサからシへ783メートルの点とサを結ぶ線分を一辺とし、サシを結ぶ直線に垂直でサより北側へ78メートル延長した線分を一辺とする長方形に囲まれた区域

基点A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端

B Aから西へ護岸線上590メートルの点

C Aから東へ護岸線上120メートルの点

D Aから東へ護岸線上600メートルの点

点ア Bから14度775メートルの点

イ Bから4度30分1050メートルの点

ウ Bから14度30分1100メートルの点

エ Bから22度835メートルの点

オ Cから3度940メートルの点

カ Dから7度845メートルの点

キ Dから13度600メートルの点

ク Dから359度528メートルの点

ケ Cから28度635メートルの点

コ Cから19度830メートルの点

サ Bから4度2385メートルの点

シ Aから355度2325メートルの点

コ 平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域(新居浜市菊本町1丁目813-4及び同町2丁目817-9地先海面)

Aア、アB、BC及びDEの4直線と陸岸とに囲まれた区域で棧橋(6600m²)を除いた区域

基点A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町2丁目817-9の護岸西北端

B 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の東北隅とリドルフィン突端

C 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の護岸北東端

D Cから南へ護岸延長線上376メートルの点

E Aから南へ護岸延長線上196メートルの点

点ア Aから336度102メートルの点

サ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域(新居浜市磯浦町乙366-20北西海面)

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線に囲まれた区域

基点A 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

B 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点ア Aを基準とし、Bより内角135度283メートルの点

イ Aを基準とし、Bより内角175度132.3メートルの点

ウ Aを基準とし、Bより内角64度50分258メートルの点

エ Aを基準とし、Bより内角64度30分

171.4メートルの点
 オ Bを基準とし、Aより内角252度10分21メートルの点
 シ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市惣開町5番1号の地先及び同市惣開町5番2号の地先に囲まれた区域）
 Aア、アイ、イウ及びウBの4直線と陸岸とに囲まれた区域
 基点A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市惣開町5番1号の護岸西南端
 B Aから護岸沿いに北へ210メートルの標識
 点ア 住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜市惣開町5番2号の護岸北西端から護岸の延長線上210メートルの点
 イ アから216度30分146メートルの点
 ウ Bから218度148メートルの点
 ス 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁協が締結した漁業補償契約書記載の区域
 アA、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びククの8直線と陸岸とによって囲まれた区域
 基点A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端
 B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端
 点ア Aから336度102メートルの点
 イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北隅取りドルフィン突端
 ウ Aから304度513メートルの点
 エ Aから308度535メートルの点
 オ Aから318度424メートルの点
 カ Bから349度416メートルの点
 キ Bから111度141メートルの点
 ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点
 セ 平成18年2月20日付けで住友化学株式会社と新居浜漁協ほか3漁協が締結した契約書記載の補償区域
 Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域
 基点A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根
 B Aから西側の護岸沿い800メートルの点
 C 住友化学株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端

D 住友化学株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端
 ウ 関係地区 新居浜市新居浜地区及び西条市
 2 免許予定日
 平成18年8月1日
 3 申請期間
 平成18年5月12日から平成18年7月10日まで
 4 存続期間
 平成18年8月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第729号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
 平成18年5月12日
 愛媛県知事 加戸守行
 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 平成18年5月12日から5月26日まで

○愛媛県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。
 その関係図書は、愛媛県庁及び松山地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。
 平成18年5月12日
 愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の種類及び路線名
 一般県道美川松山線
- 2 他の工作物の名称
 一般県道美川松山線と伊予鉄道横河原線とが相互に効用を兼ねる施設
- 3 兼用工作物の位置
 松山市南梅本町甲59-2地先から水泥町739地先まで
- 4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所
 鉄道管理者 伊予鉄道株式会社 代表取締役社長 佐伯 要
 住所 愛媛県松山市上市1丁目3-25
 道路管理者 愛媛県知事 加戸 守行
 住所 愛媛県松山市御宝町119番1
- 5 管理の内容
 (1) 兼用工作物に係る維持、修繕は、専ら鉄道専用施設に係るものは鉄道管理者が、その他のものについては道路管理者が行うものとする。
 (2) 兼用工作物とする施設の新設または改築は、主として鉄道管理上必要を生じたものについては鉄道管理者が、その他のものについては道路管理者が行い、その都度それぞれ必要な書類を添えて協議するものとする。
- 6 管理の期間
 平成18年5月12日から道路の使用を廃止する日又は鉄道

の使用を廃止する日まで

○愛媛県告示第 731 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字古味5645番 2 から 同町西谷字横野5668番 2 まで	旧	メートル 11.0~57.0 4.4~43.8	キロメートル 0.230 0.355	
			新	11.0~57.0	0.230	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野5693番 2 から 同字5702番 2 まで	旧	13.0~20.0 4.6~7.4	0.082 0.090	
			新	13.0~20.0	0.082	

○愛媛県告示第 732 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町柳井川字本村3160番から 同町柳井川字落出773番まで	旧	メートル 4.5~14.1	キロメートル 2.893	
			新	11.5~98.0	2.975	

○愛媛県告示第 733 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝125番から 同町有枝144番まで	旧	メートル 5.8~13.0	キロメートル 0.100	
			新	14.3~36.8	0.093	

○愛媛県告示第 734 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝125番から 同町有枝144番まで	平成18年5月12日

○愛媛県告示第 735 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字横野5668番 2 から 同町西谷字古味5645番 2 まで	旧	メートル 4 4~43 8	キロメートル 0 355	
			新	11 0~57 0	0 230	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野5702番 2 から 同字5693番 2 まで	旧	4 6~ 7 4	0 090	
			新	13 0~20 0	0 082	

○愛媛県告示第 736 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本802番 6 から 同町脇本750番 2 まで	旧	メートル 9 3~ 50 0 6 0~190 0	キロメートル 0 164 0 169	
			新	9 3~ 50 0	0 164	

○愛媛県告示第 737 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成18年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
伊予郡松前町大字筒井字吉藤 453 番 2
- 2 申請人の住所氏名
松山市東石井六丁目 3 番11
株式会社 松井建設
代表取締役 松井 光太郎
- 3 図面省略

○愛媛県告示第 739 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成18年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
伊予市下吾川字北西原1805番 2
- 2 申請人の住所氏名
伊予市下吾川2045番地 1
株式会社 マミーハウス 代表取締役 相中 ふじ子
- 3 図面省略

監 査 公 表

○愛媛県告示第 738 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成18年 5月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
北宇和郡鬼北町大字奈良3843番 1、3843番10、3844番 6
、3846番 5、3846番 5 地先県道及び3846番 5 地先水路
- 2 申請人の住所氏名
北宇和郡鬼北町大字近永1153番地
坂本商事 代表者 坂本 守
- 3 図面省略

○公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第 6 項の規定により行った監査の結果に対して、愛媛県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同法第 199 条第12 項の規定により、次のとおり公表する。
平成18年 5月12日

愛媛県監査委員	吉 久 宏
同	壺 内 紘 光
同	玉 井 実 雄
同	竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部 及 び 全 警 察 署	平成16年10月7日から 平成17年2月28日まで

(監査の結果)

1 大洲警察署における捜査報償費の執行において、偽領収書53件(計127,729円)を用いて公文書を作成し、これを行使したことは、違法又は不当な行為に該当するものであり、偽領収書を用いて執行した内容が捜査報償費として執行されたものであることについて確実な証拠の提示もなかったことから、当該執行額をもって愛媛県が被った損害額と判断する。

監査対象外ではあるものの、内部調査結果報告書で明らかにされた偽領収書が用いられたとする平成14年度及び15年度分(計13件、24,737円)についても、13年度分と同様に考えるものである。

2 執行の事実に疑義があるもの(13事案、35件、137,842円)については、証拠書類に記載されたとおり、適正に交付したとする確実な証拠の提示がない限り、適正な支出であったとは認められないものであり、県警察においては、直ちに徹底した調査を行い、その結果を、県民に対し可能な限り公表する必要がある。

3 疑義事案に係る調査において、執行の違法性又は不当性が明らかとなった場合は、謝礼金も含め捜査報償費の執行の全てを対象として、直ちに徹底した調査を行い、その結果を、県民に対し可能な限り公表する必要がある。

4 会計上の取扱いに留意を要するものとして、証拠書類として領収書が添付されないまま執行されている事案が散見された。これは、会計処理上、明らかに不備であるから、領収書等の徴取について再度徹底されたい。

また、情報提供者及び捜査協力者(以下「協力者等」という。)について、仮名を用いて記載したとするものや何ら記載されていないものの外、単に協力者とのみ記載されたものが多数認められたが、適当でない。何らかの理由により協力者等の氏名を秘匿する必要がある場合でも、管理方法の工夫と徹底の仕方次第で対処可能と考えられるので、改善を要するものと判断する。

平成13年度に導入された捜査諸雑費制度を捜査員に徹底するため、捜査員を指導したとしているが、捜査員からの聴き取り調査において、13年度当時、どれほど徹底されていたのか疑問を抱かずにはおれず、今もって十分承知していないのではないかとと思われる捜査員も見受けられたので、今後、会計上の取扱いについて、なお一層の徹底を図られたい。

5 捜査員からの聴き取り調査において、多くの捜査員から、自らが捜査に要した電話代や協力者等との接触費の一部を、執行手続の煩雑さから自腹を切っているとの説明を受けた。捜査上、真に必要な経費は、最小限度において執行すべきものであるのは当然のことであるから、執行する立場の捜査員の声を聴き、捜査諸雑費の不足時の追加支給や一般捜査費の支給に関する手続きに関して、適切な改善を図る必要があるものと考ええる。

6 県警察においては、直ちに、平成13年度に限らず、捜査報償費の執行全般について調査に着手し、県民に対する説明責任を果たして、一日も早く警察本来の使命に立ち返り、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持等のために、全警察職員が一丸となって、全力でまい進されることを切望するものである。

なお、県警察を管理する公安委員会においては、県民の信頼回復に向けて、強い指導力を発揮されることを期待する。

(措置の内容)

1 県警察における調査等について

(1) 大洲警察署の偽領収書を用いて執行した捜査報償費については、執行者に対する聴き取り、関係書類の確認などの調査を行

った結果、いずれも捜査報償費として執行し得る使途に執行されていたことが認められた。しかしながら、特別監査において、執行内容についての説明に対して、監査委員の心証が得られず、愛媛県の損害額と判断されたため、平成17年3月14日、偽領収書を用いて執行した平成13～15年度分、66件、152,466円に利息25,549円を加えた178,015円を県に返還した。

(2) 執行の事実に疑義があるとされた13事案35件についての調査において、5事案14件については、捜査報償費として本来執行し得ない使途に執行されており、不適正な予算執行と認められた。また、5事案8件については、捜査報償費として本来執行し得る使途に執行しているが、執行実態と異なる内容を記した証拠書類が作成されていたことが認められた。

そのため、平成17年6月30日付けで警察本部長を長とする「愛媛県予算執行調査委員会」を設置し、平成13年度の捜査報償費の執行についての調査を行い、引き続き平成10～12年度及び平成14～16年度に係る捜査報償費の執行について、所要の調査を実施した。なお、調査方法及び結果についての詳細は、平成17年12月9日付け及び平成18年2月24日付け調査結果報告書で公表したとおりである。

2 調査結果の総括

平成10～16年度における捜査報償費の執行は、総執行件数は79,504件、執行総額は322,663,808円であったが、これらのうち、41件(総執行件数の約0.05%)、114,014円(執行総額の約0.04%)については、捜査報償費として本来執行し得ない使途に執行されており、また、848件(総執行件数の約1.07%)、1,899,444円(執行総額の約0.59%)については、捜査報償費として本来執行し得る使途に執行されているとの心証は得られたものの、執行手続上の問題が認められるものであり、問題が認められる執行の総件数、総額は、それぞれ889件(総執行件数の約1.12%)、2,013,458円(執行総額の約0.62%)であった。

県警察として、この種の執行が相当数判明した事実を重く受け止め、返還日までの利息を加えた、2,360,844円を平成18年3月3日までに県に返還した。

3 捜査報償費の適正な運用のための改善方策について

今般の調査において、捜査報償費執行の適正を図る上で指導・教養の徹底による意識改革及び監査の充実が極めて重要であることが再認識されたことから、以下のとおり、各施策、改善策を検討・実施することにより、捜査報償費執行の適正に万全を期することとした。

(1) 指導・教養の徹底

① 執行者に対する指導・教養

平成16年6月から、県警察学校における各種任用科(刑事任用科等)、専科教養(警備実務専科等)において、適正会計経理に係る講義を必須科目として採り入れ、新たに捜査報償費を執行する部門に配属される捜査員等に対する教養を徹底することとした。また、初任科等の基礎的な教養においても捜査報償費等会計経理に係るカリキュラムを導入・充実する等により、警察部内における捜査報償費経理に係る意識改革の定着を図っている。

② 指導教養体制の充実

平成16年11月に、捜査報償費執行各所属における指導・教養を部門単位で効果的に推進するため、刑事・生活安全・交通・警備の各部門において、本部内各所属の捜査幹部(警部又は警視)を「捜査費等指導担当官」に指定するなどにより、捜査報償費に係る指導・教養体制の充実を図っている。

③ 指導・教養係の新設等

平成18年4月に、本部会計課に警察官2人体制の「指導・教養係」を新設し、捜査報償費の執行等会計経理に関する指導・教養体制を充実するとともに、同係と第一線の執行者を

ホットラインで結ぶ「会計経理相談窓口」を設け、現場における捜査報償費執行ニーズを十分に把握しながら、適正かつ効果的な捜査報償費の執行を図ることとした。

④ 「捜査費アドバイザー」の指定

平成18年4月に、本部長（副隊長）及び副署長を、それぞれ本部内各所属及び各警察署に対する「捜査費アドバイザー」に指定し、本部会計課に新設する指導・教養係との連携により、各所属の執行者に対する個別教養や、個々の捜査報償費執行に係るきめ細かな指導を実施させることとした。

⑤ 教養資料の充実

取扱者等（警察本部の課長、隊長並びに警察署長等）を対象とする従来からの「捜査費経理の手引き」に加えて、執行者を対象とする「捜査員のための捜査費経理の手引き」を作成・配布するとともに、平成17年10月に、新たに作成した「捜査費Q&A」をすべての執行者に配布し、捜査報償費の執行者や幹部等が捜査報償費の適正運用のために必要な知識を自ら涵養できるようにした。

(2) 県警察における監査の充実

① 監査体制の強化

平成16年9月、一般職員のみ5人体制であった本部会計監査室の体制を、捜査経験を有する警察官2人（警部1人、警部補1人）を増員配置し7人体制とすることにより、本部会計課における監査体制の強化を図った。

また、同月、各部の庶務担当課長等（警視）6人を会計課監査管理官事務取扱とすることにより、会計監査結果に基づく捜査報償費等執行上の改善事項を各部門を通じて効果的に徹底できるようにした。

② 定期監査の充実

平成18年度から、本部会計課による各所属に対する定期監査において、警務部長による所属長級職員に対する聴き取りや監査室管理官による執行者への聴き取りの実施等により、執行者や幹部等に対する聴き取りの充実を図るとともに、監査手法として、物品購入事実の確認等を目的とする店舗調査を採り入れるなど、定期監査の充実・強化を図ることとした。

また、本部会計課による各所属に対する監査につき、平成17年6月から公安委員による視察を実施するとともに、同年10月からは、本部会計課による抜き打ちでの臨時監査を開始しており、今後も、これらの施策を継続的に実施することにより、内部監査の更なる充実を図ることとした。

(3) 諸雑費の配分方法の見直し等

平成18年度からは、月ごとの各所属に対する諸雑費配分額を、執行保留分を上乗せした金額とし、中間交付者（捜査諸雑費執行の現場責任者で本部課長補佐・署課長）に上記保留分を予備交付するとともに、中間交付者による個々の執行の事後確認を徹底させることにより、中間交付者が、各執行者の執行実態を踏まえ、捜査に資するために必要な諸雑費を適正且つ機動的に追加交付できるようにした。

(4) 領収書徴取の徹底について

協力者等からの領収書徴取の徹底等については、公金である捜査報償費のより適正な執行を確保する観点から、原則として、最終的な支出先の領収書を添付することとしてきたが、平成16年度からは、協力者等に対する謝礼については、本人名義による領収書に限りこれを徴取し、協力者等の保護や今後の捜査活動に与える支障等により、領収書を徴取できない場合は、別途、捜査報償費の支払い事実を証明するための書類を作成することとした。

また、当該書類には、原則として、協力者等の氏名を記載することとしているが、協力者等の生命又は身体に危険が及ぶことや協力者等の社会的地位又は生活基盤が失われることなどを防ぐため、その情報を厳重に管理しなければならないなど真にやむを得ない場合に限り、当該協力者等の氏名について、単に「協力者等」と記入してもよいこととした。

ただし、いずれの場合も、所属長等の捜査幹部において、協力者等を適正に管理することとし、捜査報償費を執行した捜査員に対し、支払いの事実を確認することとしている。

今後とも、監査委員による監査においては、特段の支障がない限り、全ての内容を提示することとし、捜査上の支障から特に秘匿を要する場合には個別に検討することとしている。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第3号

平成18年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告

平成18年5月12日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話 (089) 912-2826
愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成18年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成18年5月15日（月）から6月2日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成18年5月16日（火）から5月25日（木）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

試 験 区 分	採用予定人員	職 務 内 容
行 政 事 務	13人程度	知事の事務部局、公営企業管理者の事務部局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
学 校 事 務	2人程度	県立学校又は市町立小学校若しくは中学校に勤務し、学校事務に従事します。
警 察 事 務	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
児 童 自 立 支 援 専 門 員	1人程度	知事の事務部局の本庁又は児童自立支援施設等の地方機関に勤務し、児童が健全な社会生活を営むための自立支援や学習指導等の業務に従事します。
児 童 指 導 員	3人程度	知事の事務部局の本庁又は肢体不自由児施設等の地方機関に勤務し、入所児等の生活指導の業務に従事します。
総 合 土 木	3人程度	知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。
機 械 (警 察)	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察施設の機械設備の設計・施工・維持管理等の業務に従事します。
鑑 識 (心 理)	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、心理学に関する鑑識業務に従事します。
薬 剤 師	3人程度	知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
心 理 判 定 員	2人程度	知事の事務部局の本庁又は児童相談所等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障害者に対するカウンセリング、心理療法その他の相談、指導の業務に従事します。

3 受験資格

- (1) 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者（昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成19年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 児童自立支援専門員、児童指導員、薬剤師及び心理判定員については、次に該当する者

試 験 区 分	受 験 資 格
児 童 自 立 支 援 専 門 員	児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成19年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
児 童 指 導 員	児童指導員の資格を有する者又は平成19年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者又は平成19年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
心 理 判 定 員	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（平成19年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	専 門 試 験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口 述 試 験	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題2題、解答時間1時間30分）

次試験	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。

- (2) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、場所及び合格発表

区分	日時	試験区分	場所	合格発表
第1次試験	平成18年6月25日 (日曜日) 午前9時から 午後3時まで (午前 教養試験) (午後 専門試験)	行政事務	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	平成18年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
		学校事務		
		警察事務		
		児童自立支援専門員	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	
		児童指導員		
		総合土木		
		機械(警察)		
		鑑識(心理)		
		薬剤師		
心理判定員				
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。			平成18年8月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、平成19年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 児童自立支援専門員、児童指導員、薬剤師及び心理判定員については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料月額
行政事務、学校事務、警察事務、児童自立支援専門員、児童指導員、総合土木、機械(警察)、心理判定員	行政職給料表1級25号給 170,200円
鑑識(心理)	研究職給料表1級25号給 174,800円
薬剤師	医療職給料表(二)2級1号給 176,100円

ただし、平成18年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の35%が減額されています。

8 受験手続

<p>申込用紙の入手方法</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民部総務調整課（西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話（03）5212 - 9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441 - 2829）等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「上級請求」と朱書きし、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。</p>
<p>申込方法及び受験票の交付</p>	<p>申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「上級申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が6月19日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子申請システムで確認してください。</p>
<p>受験手続その他の問い合わせ先</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。</p>

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別得点、合計得点及び順位	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	

別表（4関係）

専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行政事務 学校事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経営学、社会政策、国際関係
児童自立 支援専門員 児童指導員	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、一般心理学、社会調査
総合土木	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利、土地改良、農業造構、材料・施工
機械（警察）	数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作
鑑識（心理） 心理判定員	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、教育心理学、応用心理学、社会調査、統計学
薬 劑 師	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学

--	--